

2026年2月24日

各 位



会 社 名 株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス
代表者名 代表取締役会長 浅山 雄彦
(コード：2927、東証スタンダード)
問合せ先 取締役会長室長 南方 茂穂
(TEL. 054-281-5238)

連結子会社株式会社さいか屋の第三者割当による
新株式及び第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行価額の払込完了に関するお知らせ

本日、当社子会社である株式会社さいか屋が、標記の件について開示致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

2026年2月24日

各 位



会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 野 井 輝 夫
(コード番号 8254 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 中 野 宏 治
(TEL. 046-822-8040)

第三者割当による新株式及び第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行価額の
払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年2月6日開催の取締役会において決議した、当社の親会社である株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス（以下「AFC-HD アムスライフサイエンス」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行及びEVO FUND（以下、AFC-HD アムスライフサイエンスとあわせて個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、AFC-HD アムスライフサイエンスから本新株式に係る発行価額の総額（420,000,000円）及びEVO FUND から第1回新株予約権に係る発行価額の総額（9,860円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年2月6日公表の「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 本新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026年2月24日
(2) 発 行 新 株 式 数	1,000,000株
(3) 発 行 価 額	1株につき420円
(4) 調 達 資 金 の 額	420,000,000円
(5) 資 本 組 入 額	1株につき420円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	420,000,000円
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により AFC-HD アムスライフサイエンスに1,000,000株を割り当てます。

2. 本新株式の発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済株式総数	資本金
本新株式発行前	6,453,350 株	2,195,768,368 円
本新株式発行による増加	1,000,000 株	420,000,000 円
本新株式発行後	7,453,350 株	2,615,768,368 円

3. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2026年2月24日
(2) 発行新株予約権数	9,860 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3) 発 行 価 額	総額 9,860 円 (新株予約権 1 個当たり 1 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	986,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 210 円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は 986,000 株であります。
(5) 調 達 資 金 の 額	414,129,860 円 (注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額は 420 円とします。 本新株予約権の行使価額は、割当日の 1 取引日 (取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。) 後に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正されます。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正では、行使価額は 429 円に修正されます。第 2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値 (終値が存在しない場合、その直前取引日の終値) の 100%に相当する金額 (但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。) に修正されます。また、修正日の直前取引日において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日 (当日を含みます。) から当該株主確定日等 (当日を含みます。) までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間 (以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。) 及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後 (当日を含みます。) の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第 10 項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権 利 行 使 期 間	2026年2月25日から2026年8月25日までとします。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

以 上